高 福 第 180号 平成 28年5月27日

各市町村地域医療介護総合確保基金所管課長 殿

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課長 (公印省略)

神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)における 介護予防拠点等の取扱いについて

標記事業については、「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱」並びに「地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領」、「施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領」、「定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金実施要領」及び「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業実施要領」により行うほか、その具体的な取扱いについては次によることとする。

1 介護予防拠点について

介護保険制度の円滑な実施を図る観点から、高齢者介護の課題・問題に 積極的に取り組む市町村が地域の実情に応じ、 高齢者が要介護状態になる ことや、 状態が悪化することを予防するための事業、 健康増進のための 事業を進めるとともに、 介護知識・介護方法の普及を図る事業を行うため の拠点と位置づける。

その他、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが健康に暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会を実現することを目指した「未病を改善する」取り組みのための施設等、事業の目的から適当と認められる施設を対象とする。

(1)対象事業の事例

「介護予防拠点」で行う具体的な取り組み例は次のとおり。

ア 介護予防・生きがい活動支援

自宅に閉じこもりがちな高齢者に、趣味の活動等を通じて、生きがい のある活動を持ち続けていただくための支援。

(例)看護師による健康相談・体操・レクリエーション、転倒骨折予防 教室(寝たきり防止事業)、介護予防教室、生きがい活動支援通所 事業等

イ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

身体機能を維持するための筋力向上トレーニングやパソコン等での 認知症予防プログラム等の実施

ウ 介護知識・介護方法の普及

家族介護教室の開催を通じて、家族介護者等への介護実習や高齢者と 小中学生等の世代間交流を行うための多様な通いの場や地域住民同士の 交流等

エ その他適当と認められる事業の実施

高齢者が活動する場を提供することを通じて閉じこもり防止、ボランティアクラブの運営等を目的とした施設、未病を改善する取り組み等

2 生活支援ハウス

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることを支援するための施設。

なお、詳細については平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」によるものとする。

3 施設内保育施設

「介護離職ゼロ」の実現や離職した介護職員を介護現場に呼び戻すためには、介護職員が仕事と子育てを両立し、子育てをしながらも働き続けられるよう充実した職業生活と家庭生活を営むことができる環境づくりを進めることが重要である。

そのため、地域医療介護総合確保基金では、整備に要する経費と開設に要する経費への一体的支援を図り、介護施設・事業所内の保育施設の設置を進める。

基金での補助対象施設は、私設保育施設(認可外保育施設)のうち、当該事業所内の従業員の乳幼児のみを保育する児童福祉法の届出対象外施設においては、<u>県私設保育施設指導監督基準の「保育室等の構造設備及び面積」のう</u>ち、調理室に係る規定を除いた基準を満たした施設であることとする。

既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない施設もあることや待機児童の解消に向けて保育の受け皿の拡大が必須なことから、事業者内の従業員以外の受け入れを行う児童福祉法届出対象施設も補助対象とする(県私設保育施設指導監督基準を満たすこと)。

当該事業所の従業員の乳幼児のみを保育する施設

- …県私設保育施設指導監督基準の<u>「保育室等の構造設備及び面積」のう</u>ち、調理室に係る規定を除いたその他基準を満たしていること。
 - * 県私設保育施設指導監督基準の「保育室等の構造設備及び面積」のうち、 部分を除いたその他基準を満たした施設であること

当該事業所の従業員以外の乳幼児も保育する施設

…県私設保育施設指導監督基準を満たした施設であること。

県私設保育施設指導監督基準一部抜粋

- 2 保育室等の構造設備及び面積
 - (1)幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能)及び便所があること。
 - (2)保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65 ㎡以上であること。
 - (3)乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
 - (4)保育室は、採光及び換気が確保されていること。また安全が確保されていること。
 - (5)便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は概ね20人につき1以上であること。
 - (6)調理室は衛生的な状態を保つとともに保育室と区画されていること。

事業所内保育施設に係る他の補助金、助成金を受給している場合、この補助金を受けることはできない。

問い合わせ先

福祉施設グループ 海老澤

電 話 (045)210-1111 内線 4852

E-mail <u>ebisawa.y4j@pref.kanagawa.jp</u>